

BS 神奈川第23-102号
令和6年3月30日

各団 ビーバー隊隊長各位
各団 団委員長 各位
地区指導者養成委員長 各位
地区コミッショナー各位

一般社団法人日本ボーイスカウト神奈川連盟
理事長 濱田 雅弘
県コミッショナー 小杉 正志

ビーバー隊隊長就任資格の臨時措置について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、日本連盟より令和6年4月1日からビーバー隊隊長の就任資格を変更する旨の通達がありました。つきましては、別紙1「【コミッショナー通達】BVS隊指導者の隊長就任資格について」に基づき対応いたします。

本処置はWB研修所スカウトコースの履修を免除するものではありません。あくまでも、BVS隊長になられる方で、3泊4日のWB研修所スカウトコースへの参加が厳しい方のための処置です。従いまして、県連として、これまで通り、WB研修所スカウトコースと課程別研修の履修を推進いたします。
なお、神奈川連盟の方針は以下の通りといたします。

<臨時処置に対する神奈川連盟の方針>

1. 「当連盟が提供する安全に関する研修」とは、各地区で実施される安全担当者講習会またはそれに準ずるもの（以下、安全講習会とする）とする。
2. すでに安全講習会を受講済みであれば、課程別研修履修をもって隊長就任資格を認定する。後日、安全講習会を受講する際は、その受講日をもって同資格を認定する。
3. 今後、BVS部門課程別研修において、安全に関するセッションが追加されるため、それを受講する場合、安全講習会の受講は免除する。
4. 日本連盟から本臨時処置に対する解除があった場合、本連盟も直ちに本処置を取りやめる。

添付資料

・【コミッショナー通達】BVS隊指導者の隊長就任資格について.pdf

以上